

## 「志摩市人権教育基本方針 改訂案」に関するパブリックコメントの実施結果と市の考え方について

「志摩市人権教育基本方針」を改訂するにあたり、志摩市まちづくり基本条例第 23 条の規定に基づき、素案を公表し、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。

ここに、その結果と提出されたご意見に対する市の考え方を公表します。なお、ご意見等は、趣旨を損なわない程度で要約をさせていただきます。

### 1. 集計結果等

#### (1) 意見募集期間

平成 28 年 12 月 5 日（月）～平成 29 年 1 月 6 日（金）

#### (2) 提出方法、提出人数及び意見の数

提出方法	提出人数（人）	意見の件数（件）
電子メール	1	4

## 2. 市民意見の概要と市の考え方

NO	該当項目	意見の主な内容	市の考え方
1	1. 基本的な考え方	憲法の基本原則「基本的人権の尊重」に触れ、憲法の理念を大切にしていると感じます。	日本国憲法第 11 条には「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」また第 26 条には「すべて国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する。」と示されています。人権教育の推進にあたっては、「教育を受けること自体が人権」という認識をもつことが大切だと考えます。
2	1. 基本的な考え方	今日の人権状況や課題についての記述があり、よいと思いますが、「深刻化する子どもの貧困」については、社会問題化しており、取組の重要性を考えると、さらに踏み込んだ記述があってもよいのではないのでしょうか。	ご意見のとおり「子どもの貧困問題」は、喫緊の課題として、取組を進めていかななくてはならない問題です。学校、保護者、地域が一体となり、安心して子どもたちが学べる環境づくりが必要とされています。教育の課題として取り組むべき具体的な方策を策定予定の「志摩市人権教育推進ガイドライン（仮称）」に示してまいりたいと考えています。

NO	該当項目	意見の主な内容	市の考え方
3	4 . 人権教育のさらなる推進にむけて	<p>「人権感覚あふれる学校づくり」の推進は大切であり、地域ネットワークの推進の必要性も理解できます。学校現場のみならず多様な主体の協力が不可欠です。市内企業や地域住民への働きかけの具体的な記述を増やしてほしいと思います。</p>	<p>ご意見のとおり、人権教育は多様な主体の参画と連携によって進められるべきであると考えます。本基本方針には学校教育と社会教育の連携を大切にするという理念があります。策定予定の「志摩市人権教育推進ガイドライン（仮称）」に、より具体的な方策を示してまいりたいと考えています。</p>
4	その他	<p>志摩市人権教育基本方針 <u>改訂</u>という表記が使われていますが、<u>改定</u>が適当ではないでしょうか。</p>	<p>改訂にあたりましては、本基本方針の根幹は「志摩市人権教育基本方針（平成17年策定）」を継承したものであります。市といたしましては加筆・修正をおこなう<u>改訂</u>として考えています。</p>